

○滋賀県環境影響評価条例施行規則（抜粋）

（会議）

第 41 条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があるときは、事業者および法対象事業者に対し、会議に出席し必要な説明を行うことを求めることができる。

（小委員会）

第 42 条 審査会は、その定めるところにより、その所掌事務を分掌させるため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、小委員会の事務を掌理し、小委員会の所掌事務に係る審査および調査審議の経過および結果を会長に報告するものとする。
- 5 審査会は、その定めるところにより、小委員会の決議をもって審査会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、小委員会について準用する。この場合において、同条第 1 項および第 2 項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。